

世紀転換期イギリスの労働者女性運動にみるフェミニズム

— 女性協同組合ギルドと母性支援要求 —

松 浦 京 子

1. はじめに

「これらの手紙は、我が国の何百万もの人びとを苦しめている、それもごく普通の生活の営みの結果生じてくる苦勞や心配ごと、たいていは災難であり時には苦悶であるものを詳細に描きだしている。これまで、貧困層のあいだでの出産が緊急の社会課題を提示していることに、無意味な慎ましさをせいで公衆は、気付かないままであった。しかるに、これらの手紙が事実を語ってくれたのである。思うに、これらの事実が医療関係者や社会問題研究者によってではなく、苦しんでいる者自身によって自らの言葉をもって語られるのは初めてのことである。女性協同組合ギルド、この組織は労働者女性をとりまく状況の改善のために止むことのない努力を続けてきたのだが、このたび、このような手紙を女性たちに書かせて公表することで、極めて有用な貢献を（社会に対して）為してくれたのである。」⁽¹⁾

上記の文は、自由党下院議員として先に地方行政庁の長官を勤めたハーバート・サミュエルが、1915年に刊行された手記集『マトニティー労働者女性からの手紙』の巻頭に贈った序文の一節である。この手記集は、女性協同組合ギルドが各支部の役員などを勤めた会員を対象に出産と育児に関するアンケート調査を行ない、集まった回答の手紙をそのままのかたちで出版したもので、労働者階級の女性が出産育児に関わって経験する困難を赤裸々に語った内容となっている。この手記集が編まれた背景には、母性に対する国家支援を要求する立場からギルドが、当時、創設されようとしていた国民保険における出産手当の給付を求めて政府、議会関係者に活発な誓願活動を行なっていたという事実があった。つまり、その要求の正当性、必要性を関係者に訴えるための根拠として集められた出産実態のデータの一つがこの手記集なのである⁽²⁾。そして、この序文にあるように、ギルドが集めた出産実態のデータは関係者に強い印象を与え、出産手当給付やその後の地方行政による母性保護制度の整備などに少なからぬ影響を与えたのである。

こうした成果をあげた女性協同組合ギルドは、19世紀の労働者運動の一つの伝統であった協同組合運動のなかから1883年に誕生したものである。現在も協同組合運動内の自治的組織として存続し、名称変更を経た（協同組合女性ギルドに）うえで消費者運動の一端を担っている。しかし、上記の手記が刊行された当時においては、まず、サミュエルが述べているように労働者女性のために様々な活動を行なう組織であって、労働者階級の女性によって構成される労働者組織であった。同時に、消費協同組合加入世帯の女性であることを加入要件とすることで、労

働組合などの組織運動から除外された妻（家庭の主婦）にとっての組織であるという大きな特徴を持ち、その独自の観点から様々なキャンペーンを展開した組織であった。

女性協同組合ギルドは、当然のことながら多数の活動の記録や刊行物を残している。また、ギルドの会員自身によって書かれた20年史や100年史も存在する。⁽³⁾しかし、歴史研究として見てみるとその蓄積はさして大きくない。協同組合史研究においては教育分野の活動として扱われる程度に止まり、⁽⁴⁾この時期の女性（労働）史研究ではかならず言及されてはいるものの、それ自体を対象とした研究は進んでいなかった。尤も、近年になってようやくフェミニズムの一形態として関心が寄せられ、ギルドの活動を考察対象とした研究の成果があいついで刊行されるようになってきている。労働者運動（協同組合運動）でもあったこととの間で生じた矛盾、あつれきを指摘したもの、また、妻、母親の運動としての平和主義やマトリアキー（女家長制）的性格に注目したものなどである。それゆえ、研究者の関心は、ギルドがその特徴をもっともよく示した期間、すなわち19世紀末の結成からターニングポイントを迎えたとされる第一次大戦後の戦間期までに集中している。そして、いずれも、母性の重視など性役割観念にこだわったフェミニズムであったことをその特徴として捉えている。⁽⁵⁾

たしかに、冒頭にかかげた『マタニティ』刊行の背景にあったギルドの活動は、母性に対する国家支援の要求であり、母性重視というギルドの立場を示すものである。しかし、性役割を前提としたフェミニズムは、ギルド特有のものであったのだろうか。ギルドの当該活動期、すなわちは19世紀末から20世紀初頭にかけての前世紀転換期は、いわゆる「社会帝国主義」の風潮のなかで将来の労働力や兵力の源泉である出産・育児の実態に関心が集まり、社会全体が母性重視という観念にこれまでにないほど強く捉われた時代であった。⁽⁶⁾フェミニズム女性運動としても、母性重視などのある程度の性役割観念から決して自由ではなかったと考えられるのである。

実際、当時は、イギリス女性運動においてより広範なフェミニズムが展開され始めた時期であった。その結果、中流階級女性のための運動ばかりでなく特に労働者階級の女性の経済的、社会的状況の改善に関心を寄せた組織や活動も発生し、女性労働問題に加えて母性保護の問題にも高い関心が寄せられるようになっていたのである。⁽⁷⁾ただし、このような組織、活動の中心的担い手は主として中流階級の知的女性たちであった。その一方、この間、一般的に見て労働者階級の女性の組織活動はまだ活発化していなかった。ようやく20世紀になって労働者階級の女性も徐々に組織運動に加わり始め、労働組合員（未婚女性中心）や労働党の女性組織員などが見られるようになった程度であった。

こうした状況に目をむけるならば、女性協同組合ギルドの活動は、前世紀転換期の労働者女性の経済的・社会的状況改善を求めるフェミニズム運動の流れの一つと言えるのだが、それが独特の存在感を示しえたとすれば、それは、例外的に19世紀末から活発な活動を始めた労働者女性（それも既婚女性が中心）の組織であったことにあると考えられる。労働者階級の女性組織であったギルドは、性役割観念を前提としたフェミニズムの組織というばかりでなく、フェミニズムの階級差を示す存在として、その歴史的意味を発揮しているのではないだろうか。

そこで、本論では、ギルドの持性、存在の意味を明らかにするために、まず、労働者階級の

既婚女性の組織であることを確認するとともに、一般には公的な社会活動から疎外されがちな彼女たちがキャンペーンなど様々な活動を遂行し得た基盤を検証したい。そのうえで、『マタニティ』の刊行をめぐる活動、すなわち国家に対する母性支援要求に関わる活動の意味を、ただ単にギルドの論理を検証するのではなく、他の女性運動の論理と比較することによって考察したいと考える。

2. 女性協同組合ギルド——その概要と活動——

ギルドの歴史は、オクスフォード大学の拡張講義運動の指導的地位にあったA・H・D・アクランドの妻アリスが、1883年1月の『協同組合ニュース』紙の婦人欄で「なぜ、我々女性は、我々独自の協同組合主義に基づく会合や読書会や討論会を持ってはいけないのでしょうか。いけないはずはないのです」と呼び掛けたことに始まる。⁽⁸⁾この呼び掛けの背景には、協同組合運動と大学拡張講義運動との提携によるシティズン（シップ）教育の観点からの労働者成人教育の推進という現象が関わっていた。⁽⁹⁾それゆえ、アリスの呼び掛けは協同組合加入家庭の労働者女性に対する教育教化の意図を有していたと言える。同時にそれは、フェミニズム的可能性を強く持つものであった。当時の協同組合においては、一世帯一組合員の規則のために戸主が組合員となり女性の正規の組合員はほとんど存在せず、組織運営は全面的に男性に握られていた。こうしたなかで「我々女性は、（組合員の家族として）やって来て物を買うよう求められるだけであるが、……それよりもっと多くのことを果たすべきである」として女性の自立的会合（組織）を結成することは、まさに、労働者女性に家政以外の事柄にも関心を向けさせ活動を起こさせようとする試みであったのである。

そして、協同組合加入家庭の女性にとってのこの新しい試みの呼び掛けは、同年の協同組合年次大会の際に集まった有志による「協同主義普及のための女性連盟」の結成に結実した。翌84年には「女性協同組合ギルド」へと改称し、この時点での会員数は準会員を含めて235名を数えている。以降、協同組合ストア所在地での支部結成がつづき、支部数と会員数が毎年公表されるようになった1890年には53支部で1,402名となり、94年には171支部、7,511名に増加し、10年後の1904年には359支部18,556名を数えるに至った。そして、『マタニティ』が刊行された1915年には、611支部に約3万2千の会員を擁するようになっていたのである。⁽¹⁰⁾

それでは、このように順調に数を増やしたギルド会員とはどのような女性であったのだろうか。1893年の年次報告に6,412名の会員のプロフィールが紹介されている。それによると大多数が妻にして母親という立場であり、既婚で就労している会員はわずか100名ほどに止まり、また、工場などで働く者は25歳以下の若年層に集中しその数はわずか700名程度にすぎなかった。会員の典型的姿は既婚の中年女性であったのである。また、協同組合ストアの顧客を会員としたことにより、日雇い労働者などの貧民層に属する女性が会員になることは難しかったであろうが、それでも『マタニティ』に手記を寄せたギルドの役員たち160名の夫の職業一覧（101業種）から見て、ギルド会員は広範な労働者階級の家庭の女性であったと言える。⁽¹¹⁾女性協同組合ギルドは、底辺層を除く労働者家庭の、幾分かは家計の楽になった年令層の妻が中心となる

組織として発展したのである。

そして、このような既婚女性を動員し得た背景には、組合ストアに通い、買い物をするという日常的行為が会員の絶対的共通点となっていたことが関わっていたと考えられる。買い物という行為は、女性、とりわけ家政をあずかる既婚女性にとってはごく当たり前の家事労働の一つでありながら、それでいて既婚女性の余暇調査において多数の者が余暇として言及する行為であり、息抜きとなる非束縛的行為であった。⁽¹²⁾つまり、職場や学校という共有の場を持たないために各家庭に孤立しかねない既婚女性にとって、組合ストアが共有の基盤を提供することで、また、買い物というある種の息抜きが前提にあることで、ギルドは、集い連帯することが可能な組織となったのである。

また、上記のような支部、会員数の増加に見合うように組織の整備が進められ、民主的で一体感のある組織編成がなされていた。支部統括組織（ディストリクト委員会と呼ばれる）と、それらディストリクトをまとめる地方組織（セクション委員会）が設置され、また、セクションごとに年2回の大会が開かれるようになった。そして、中央委員会がこうした組織網全体の指導機関として存在し、活動方針の最終的確認機関としての年次総会を主催した。中央委員会は、リーフレット、小冊子を通じて支部会合やセクション大会での議題を指示し、また、毎年秋に発する「冬期回状」を以て活動方針を伝える、その名のとおりにギルドの中心的存在であった。中央委員会は、各セクションから1人ずつ選出される（北西部セクションのみ2人）6人に全体投票で選ばれる総書記を加えた7人で構成され、同様に、各セクション、各ディストリクトの委員会も、下部組織の役員によって構成されるものであった。この中央委員の再任は認められたが任期に一定の期限が設けられていた。⁽¹³⁾このように人的偏りをさける工夫がされていた一方で、中央委員が支部やディストリクトなどの役員（書記など）を兼務した結果、中央委員会から地方の支部にいたるまで緊密な人的交流がはかられていたのである。

以上のようにギルドは、労働者女性の組織にふさわしく民主的な編成の組織であったが、実は、総書記の職だけは、1889年以降30年あまりの間、1人の女性によって担われていた。その女性、M・ルウェリン・デイヴィスは、牧師の娘に生まれ高等教育を受けた中流階級出身の女性であったが、強力なリーダーシップを発揮しこの間のギルド活動の先頭に立っていたのである。⁽¹⁴⁾この点に注目すれば、ある意味ではギルドは中流女性の支配下にあったと言えるかもしれない。しかし、それでもギルドは労働者女性の組織であったと考えられる。たとえば、知的な中流階級女性の代表格でフェミニストとしても作家としても名高いヴァージニア・ウルフは、オブザーヴァーとして参加した1913年のギルド総会について「否定的で複雑な感情」がつきまとった体験であったと回想し、演壇上の労働者の妻たちによって繰り返される生活に即した現実的な訴えには、労働者の妻でない身ではどうしても感情移入できなかったと語っている。⁽¹⁵⁾やはり、ギルドは労働者女性が実際に活動し、彼女たちならではの感覚や要求に基づいて動く組織であったのである。

それでは、なにゆえ、ギルドは労働者女性（妻）をかくも動員し彼女たちに自らの主張を表明させることができたのだろうか。その鍵は、ギルドの活動の基盤であった各支部で持たれる週1回の会合（ミーティング）にあった。ここで回状や小冊子を通して会員たちに知識情報が

もたらされ、また中央委員会から指示された課題（議題）が徹底的に論議された。⁽¹⁶⁾ギルド活動の最大の特徴は労働者女性への社会教育であり、会合こそがその教育の場であった。そして、このような支部会合の在り方こそが魅力であり、労働者女性を集めた大きな要因であると考えられる。

元来、労働者女性の間にはマザーズ・ミーティングと呼ばれた会合の伝統が存在した。これは、博愛慈善活動や教会の伝道活動の一貫として中流女性によって主催される会合で、社会的上位者による家庭生活改善のための啓蒙教化といったものであったが、オーラル・コミュニケーションの世界に生きる労働者女性にとっては、家を離れて束の間の息抜きを楽しめる場、情報知識の獲得の場として重要な存在であった。付随する物質的特典の魅力もあって、多くの妻たちが参加していた。⁽¹⁷⁾しかし、その運営は一方的で会合で採り上げられる話題も限定的なものであった。それゆえ、ギルドの出産手当キャンペーンにおいて活躍したレイトン夫人が回想記のなかで自らの体験を、「マザーズ・ミーティングは、レイデイがやって来て、本来彼女たちにはわからないはずの労働者の家の家政について講演するといったものだった。私は、質問もできず耳をかたむけなければならないことに何度もカッとなったものだった⁽¹⁸⁾」と述べているように、飽き足らぬ思いを抱いた労働者女性はいたのである。

それに対して、ギルド総会で新任の総書記としてデイヴィスが「ギルド会合は、単なるマザーズ・ミーティングに墮してはならない。ギルドにふさわしい教育活動がなければならないのであって、それができないのなら、……まったく協同組合的（つまり労働者家庭の妻の）会合ではないに等しい⁽¹⁹⁾」と指摘したように、ギルド会合は活発な意見交換に基づく教育がめざされていた。レイトン夫人のような女性たちにとって、ギルド会合は息抜きの場になると同時に知的刺激を与えてくれる望ましいものであり、また、伝達される知識情報を納得して自らのものとするところができる場であった。会員たちが語っているように、労働者女性にとって「ギルド会合のある夜は、私にとって憩いの時であり」、「ギルドは教育とリクリエーションを与えてくれ、そこでのレクチャは、決してあきることのない思索の材料を与えてくれた」という状況だったのである。⁽²⁰⁾

それでは、ギルドにふさわしい教育とは何であったのだろうか。それを端的に説明するものとして、『ギルド支部を発足させ運営する方法、模範規約付き』と題された1896年の小冊子の冒頭の一節を挙げたい。それは、ギルドの活動趣旨を語る部分で、「女性は、教育を必要としている。個人としての成長のための教育だけでなく、子供たちを育み導く最良の方法を知るための教育で、かつ、公的な生活において応分の役割を果たすのに相応しくなるための教育を必要としているのである。そして、また、より良い社会状況を求める野心を達成するための機会を得ることも必要としているのだ⁽²¹⁾」と明記しているのである。この認識のもと、ギルドは、母体組織でもある協同組合連合の教育委員会との連携を強めつつ、多岐にわたる教育内容を追求し、家事・育児の話題ばかりでなく、協同組合運動の原理に関するもの、そして「公衆保健衛生」や「救貧行政」といったシティズンとしての義務や権利を認識するもの、社会改革の方法を模索するもの、また、女性の権利や課題に関わるものなどを会合議題とすることで労働者女性の視野を広げていったのである。⁽²²⁾

そのうえ、ギルド教育は広範で刺激的な知識情報を伝達するだけではなかった。会員たちに、会合で発言すること、意見をペーパーにして読み上げることの訓練を施し、加えて講師としてレクチャをする機会をも与えて、ギルド以外の公的な場でも活動するための準備をしたのである。⁽²³⁾たとえば、ウルフが見聞したとおり、ギルド総会、セクション大会やディストリクト会合は会員が一定のテーマについて報告を準備し聴衆を前に講演をするという経験を持つのに格好の舞台であった。セクション大会では中央委員会によって提示されたその年度の活動課題からテーマが選ばれ、それに対して報告者が各自の意見表明を行なったのだが、こうして読み上げられた報告のいくつかはヘリツェン・コレクション（欧米を中心とする女性関連文献集成で世界最大の女性史・女性運動研究史料集）に収録されている。⁽²⁴⁾バリー夫人、ディーン夫人、マーシャル夫人、スコットン夫人などのクレジットで残されたそれらのペーパーは、ファーストネームを残さない労働者の妻たちがいかにギルドの課題に真剣に取り組んだかを示す証しであり、ギルド教育活動の成果の記録でもある。

教育活動の成果は、また、会員を公職に送り出すという形でも現われた。1894年の総会でタンブリッジ・ウエルズ支部の代表によって、救貧委員にギルド会員が立候補するべきだとの提案がなされ、その結果、同年12月の選挙に45人が立ち22人が当選したように、ギルドは、地方行政に携わる公職者を誕生させていたのである。同時に、このような取り組みは、デイヴィスによれば、当時の行政改革の流れのなかで女性に被選挙権があった公職が廃止されるという事態（1899年のロンドン教区委員会、1902年の学務委員会の廃止）に直面することによって、女性の政治的無力さをギルド会員に実感させることにもなったという。⁽²⁵⁾

婦人参政権についてギルドは、1897年以来討議課題としながらも組織としての明確な支持を表明するにはいたっていなかった。しかし、上述の影響もあって婦人参政権が各支部で関心を集めるようになった結果、1904年の年次総会で要求支持を決議し支援をはじめている。⁽²⁶⁾会員たちは、ただ、意識の覚醒をめざした教育を受容するだけでなく、地方レベルの公職に進出することによって、また、その機会が制限されるという事態に直面することによって、普通であれば労働者女性、まして妻たる女性にとっては無縁とも感じられたであろう政治参加の問題を認識したと考えられる。ギルドの教育活動は、この意味でもフェミニズム教育であったのである。

ギルドは上記のような教育活動ばかりでなく、実際に社会に対して働きかける実践活動にも取り組んでいる。ギルドの実践活動で目立つものは、まず、1890年代の女性労働問題に目を向けた活動である。バタシーやブリストルの支部のように女性労組と提携したり、ストライキの際に支援活動をするところが現われたり、組織として女性産業評議会（W I C）や商務省労働局の調査員のC・コレットと密接な関係を結び、女性労働実態調査に協力し、また、調査結果をギルドの小冊子として積極的に刊行するなどしたのである。⁽²⁷⁾こうしたことは、婦人参政権要求支持とともに、ギルドが労働者女性の組織として女性の権利を主張するフェミニズムの視点に立つ実践活動を始めたことを意味している。

ギルドは、また、要求を掲げてその実現をめざす運動（いわゆるキャンペーン）にも着手した。協同組合運動に関わる実践からはじまり、90年代末からはストアを貧困地区（スラム）に広げ

る活動に着手し、1907年には協同組合従業員合同組合と連携した最低賃金（規定）獲得運動へと向かった。このようなキャンペーンは、ギルドの出身母体である協同組合連合に対して明確な要求をつきつける運動であり、軋轢や対立を免れることはできなかった。しかし、ギルドは粘り強い運動をつづけ一応の成果に結びつけた。ギルドが採った戦術は、まず最初に実態を調査し具体的事実を確認し、その事実をもとに要求を立て、協同組合連合や卸売り協同組合連合に請願を繰り返す一方で、調査結果を小冊子にして公表するというものであった。最低賃金獲得運動では、連合の委員一人ひとりに主張をまとめた小冊子を配布することもしている。⁽²⁸⁾ある種のロビー活動を展開したわけで、粘り強い請願と公報活動、これによって成果をあげたのである。このような活動とそうやって得た結果は、ギルド会員に社会活動の手法を体得させるものであり、なにより自信とある種の展望を与えるものであったと考えられる。

以上のように、労働者階級の女性たち、それも既婚者を典型的な会員とするギルドは、M・L・デイヴィスという指導者のもと、第一に労働者女性のための教育機関として機能した。会員たちは、社会事象に対する積極的な姿勢や視野を身につける教育を手にし、女性としての権利の主張や要求の正当性を感得したと考えられる。そして、意識の高揚ばかりでなく、実際に女性協同組合ギルドとして行った実践活動によって、1896年の小冊子が述べていたとおりに「自らの状況を改善し悪弊を正すための手段は、自分たちの手中にあるのだ⁽²⁹⁾」ということを実感したにちがいない。それゆえ、ギルドという組織と、その会員たちは、国民保険制度が国政の議題となった時、出産を給付対象とすることを女性の権利として要求することは当然のことであると認識する精神と、国政の場にそれを主張するに足るだけの実績と自信を有していたのである。

3. 出産手当（給付）問題、母性への国家支援要求

ギルドが出産手当問題に取り組む直接の契機は、国民保険制度の創設をめざした法案の議会への上程が1910年に公報されたことによる。時の自由党政府は、いわゆる社会帝国主義の風潮のなか一連の社会政策を進めており、その集大成として創設を検討したのが社会福祉の基盤ともなる国民保険制度であった。国民（労働者）の傷病や、それによる失業の際に一定の金額を給付するという制度を設け、そのための基金を加入者とその雇い主、および国家拠出金で賄おうというものである。制度自体は当然、労働者家庭にとって福音であった。しかし、労働者女性の組織であったギルドにとっては気掛かりなことがあった。すなわち、大半の労働者の妻には当然の体験である出産が、実は女性にとって非常に厳しい事態以外のなにものでもないことを知っただけに、出産および、それに付随して起こる疾病に対する給付の如何が問題だったのである。直ちにギルドは、女性に対する給付条項に関する情報を求める書簡を大蔵大臣に送り、そして、非公式ながら意見陳述のための代表団派遣を要請された。⁽³⁰⁾この時から1914年にかけてギルドは、これまでの実績にもとづいた手法を駆使して、国民保険の出産手当、そして母性（母であること）に対する国家支援を求めていくことになったのである。

以下、簡単にギルドの動きを見ておこう。ギルド本部は、まず、出産育児の実態についての

調査を実施し、出産が労働者家庭の家計にとって大きすぎる負担となっていること、そのため母親および子供自身が犠牲を強いられることを確認した。1911年3月の下院証言において、レイトン夫人らが保険における出産費用支給を要求し、母性に対する国家的介護制度を主張した。この後、ギルドはその年の春季セクション大会の議題を「国家保障に関する既婚女性の要求」と定めて、支部レベルにいたるまでの論議を重ねたすえに、「国家拠出の基金に基づく市当局による出産医療計画」の要求を決議した。一方、公表された国民保険法案に対しては、未就労の女性（既婚女性の多くがこれにあてはまる）が全般的保険対象から除外された点で、非難の声を上げ、未就労の既婚女性に対する出産手当給付を要求するキャンペーンを開始した。

キャンペーンでは、女性労働者全国組合や労働党傘下の女性労働連盟などと連携し、大蔵大臣への請願団の派遣、下院議員へのロビー活動、各地での公開集会の開催、新聞、雑誌などへの投書など忙しく活動した。その結果と言ってよいであろう、1911年に成立した国民保険法では法案段階とは違って未就労の既婚女性の加入や加入男性の妻の出産に対する給付が認められた。しかし、ギルドから見て、まだ問題が残っていた。出産手当の給付対象が男性（加入者）であった点である。その結果、1913年に保険法の改正が審議されるにあたって、ギルドは出産手当の所有権を母親に認めるよう求めるキャンペーンを展開することとなった。1911年と同様、公表された改正法案の修正を求めて、下院議員には会員たちの請願の手紙が送られ、出産手当の所有権が母親に無いことの問題点（夫によって手当が使われてしまう）の事例を集めた文書が各党の委員に送られ、また、1910年以来ギルド会員によって書かれてきた出産・育児をめぐる事態の厳しさを語る手記や記事が新聞などに送られている。

この手当の所有権をめぐる要求では、ギルドと労働党議員は全面的に対立した。労働党議員が各議会委員会段階の審議で常に反対、もしくは修正動議をくりかえしたため、ギルド本部は、各支部に再度、下院議員に手紙攻勢をかけるよう指示する一方で、市議会議員、民生委員、保健委員、看護婦助産婦協会、衛生監督官、ヘルス・ヴィジターなど、公職にいる女性の署名を集めた請願書を用意し議員や出版関係者に送付するという対応策を採っている。そして、結局、1913年にはギルドの主張にほぼそった改正法が成立したのであった。⁽³¹⁾

以上、ざっと概観しただけでも、ギルドがそれまで蓄積してきた手法と経験を駆使してねばり強く主張を展開し、要求を実現させたことが理解できよう。この国民保険法の条項修正に関して当時の各新聞がギルドのキャンペーン遂行能力にわざわざ言及したほど、ギルドの活躍はめざましかったのである。ギルドの組織としての勝利であった。

それでは、これほど熱心にギルドが活動した理由、ギルド会員たちが動いた理由はなんであったのだろうか。言うまでもなく、それはギルドが収集した実態のデータ——その一部分を出版したのが『マタニティ』であった——に示されるように、⁽³²⁾ 出産が労働者女性にとって試練と苦闘以外の何物でもないような状態にあり、出産手当の受給がその苦痛を少しでも軽減する一助となることを望んだからである。

しかし、こうした現実的直接的理由だけでなく、ギルドの活動には、ギルドが労働者女性のフェミニズム組織として成長してきたが故の、手当を女性の正当な権利として要求する視点も確かに存在していた。たとえば、最初の法案において非就労を理由に既婚女性が加入の権利、

給付を受ける権利を除外されたことを非難して、ギルド本部は『協同組合ニュース』紙上で「(法案提出責任者である)大蔵大臣に、家にとどまっている既婚女性は労働者であり、彼女たちの労働はどんな労働にも劣らぬ厳しいものであるし、価値のあるものだということを、見せ付けなければならない」と語り、また、1911年の『ウェストミンスター・ガゼット』への投書も「賃金を稼がないといっても、その女性たちは、6、7百万もの家庭において労働者軍団を形成しているのであり、生活のすべは他のいかなる集団よりもこの家庭の労働者軍団から引き出されている。にもかかわらず、法案の覚え書きでは彼女たちは非労働者と扱われている、おかしいことである」と主張していた。⁽³⁴⁾ギルドは、家事・育児といった家庭での労働は賃金労働と同等といってもよい価値があるとみなし、その価値は公的に承認されるべきものと考えていたのである。家庭労働は単なる妻の役目などではなく正統な労働として評価されるべきであるとの主張である。

そして、この視点は、最終的に1913年の改正法で出産手当が母親の所有に帰することが認められた際に出したコメント、「家庭における母親の地位に対する、最初の公的な承認であり、妻にとっての経済的自立への最初の一步である」⁽³⁵⁾に集約される。すなわち、ギルドは、国民保健制度における出産手当を要求することを通じて、家庭における労働の価値、家庭生活への貢献を公的に認めさせ、それによって母であること(母性)に対する国家支援への道を開き、ひいてはこれを家庭労働への正当な報酬として女性の地位が強化されることを期待していたのである。ここに明確な女性の権利の主張が存在したのであり、また、夫への経済的従属からの解放を母親であることへの公的な支援によって果たそうという、既婚女性組織ならではの主張が存在していると考えられる。

尤も、この認識、主張は、女性の権利の主張ではあるのだが、一方で、女性の家庭への束縛を持続させかねない可能性を持っていた。すなわち、女性の母親、妻役割の重要性を主張することで、その役割に固定させてしまう要素を含んでいたのである。性役割意識に固着したフェミニズムと言わざるをえないところである。

しかし、ここで考慮すべきは、ギルドがこうした主張を展開したのが、これまでになく社会全体が母性重視の観念に捉われた時期であったことである。はたして、ギルドの認識はフェミニズムとして特殊であったのだろうか。たとえば、当時、労働者階級の女性の状況に目を向けて活動したフェミニズム組織が登場していたが、それら組織は、母性重視もしくは保護という性役割を前提とした観念に対してどのような態度をとっていたのだろうか。女性解放の要件として経済的自立に関心を寄せた組織として注目される存在に女性産業評議会(WIC)と、フェビアン女性団(FWG)がある。そこで、簡単ではあるが、これら組織の主張に目を向けて、ギルドの主張、認識との異同を明らかにしてみたい。

WICは、女性労働者の労組組織化に取り組んだ女性労働組合協会から発展したもので、指導者のC・ブラックをはじめとして前世紀転換期の知的で旺盛な社会関心を持つ中流女性が集合した組織であり、労働条件の向上による女性の経済基盤の強化を意図していた。1894年の結成以来、女性労働者の権利の代弁者として、労働実態の調査とその結果の公表、そして、それに基づく議会等に対するロビー活動に実績を残した。⁽³⁶⁾しかし、WICも実のところは、妻、

母親という役割が労働者女性第一の姿と見ていたのではないだろうか。

W I Cの研究者であるE・マッペンが指摘するように、性役割を意識した見解が、女性の低賃金の解決の鍵になるものとして力を入れた活動、すなわち労働者階級の少女に対する職業訓練のなかに、実は垣間見えるのである。W I Cは、職業訓練教育の拡充を求めて活動するなかで、職業教育に関する調査研究結果を『国内外における女性、少女向けの技術教育』と題する小冊子にまとめ1903年に発表した。この小冊子に示された労働観と女性観は、階級別の職業教育の推奨によって中流的階級意識を示すと同時に、男女間競争を避けるための女性職業を推奨することによって性役割論に帰着する伝統的職業構造の受容という限界と、将来の結婚生活を前提とした母性のための訓練を重視することで性役割観念への強いこだわりを顕にしていたのである。⁽³⁷⁾

たしかに、W I Cは、既婚女性労働に対する非難の高まりに対してフェミニストとしてその問題の調査研究に取り組み、反論を試みている。当時、経済・軍事両面の国力強化が叫ばれる一方で、出生率の低下傾向のなかでの高い乳児死亡率が社会問題として脚光を浴び、既婚女性労働はそれらの元凶として厳しく非難されていた⁽³⁸⁾のであるが、それに対して1915年の調査報告『既婚女性労働』を以てW I Cが示した見解は、既婚女性の賃金労働に問題があるとすれば、それはあまりにも低賃金であること、また家計に迫られて働かざるを得ない状況で就労することにあるのだとし、既婚女性の賃金労働の家庭への貢献を高く評価するものであった。⁽³⁹⁾一見、上述の見解やギルドの認識とは異なるように見える。

しかし、調査報告は上述のように既婚女性労働の価値を評価しながらも、一方で就労自体は強制されるべきではないとし、妻を家庭に留めようとするならば家庭労働に対する報酬を設ければよいのだとの考えも示していた。また、W I Cが熱心に取り組んだ最低賃金法獲得運動(反苦汗労働運動)においては、既婚女性労働とは、夫の賃金収入の上昇によって大部分が無くなるものとの見解も示していた。⁽⁴⁰⁾結局のところ、労働者女性の基本的姿は妻、母親であるという認識にかわりはなかったのである。これは、やはり、W I Cも、性役割観念から自由ではなかったということであろう。加えて、そのフェミニズムは中流階級のヴァイアスをも含んでいたと言えよう。

一方、女性解放の絶対的要件として賃金労働を捉えたフェミニスト集団がF W Gである。F W Gは、フェビアン社会主義に感じられるフェミニズムと女性問題に対する関心の低さを不満として、1908年にフェビアン協会のなかの女性組織として結成されたものであり、W I Cが実践行動を採ったのに対して研究を主眼とする集団であった。そこで、まず取り組んだのが、「社会主義との関連で」という条件をつけながらも、経済的自立の問題にかかわる賃金労働者としての女性の可能性の研究であった。⁽⁴¹⁾その結果として編まれた二つの小論集のうちの一つ、『労働者としての母親の無能力問題に関する八編の報告と討論』が、性役割および既婚女性労働に対する彼女たちの見解を示して興味深い。

代表的見解として、この小論集の巻頭を飾るM・ペンバー=リーブスの基調的報告を挙げたい。その内容は以下のようなものであった。

「我々は、既婚女性には、たとえ母親であったとしても、自分で生活費を稼ぐ力が全面的に

あると思うようになってきている。そして、我々は、女性が母親であることのために稼げなくなる間は国家によって扶養され、彼女の子供は独り立ちできる年令になるまでは国家によって保護される者とみなされる、というシステムを思い描いている。……このシステムは、妊娠中の女性や授乳中の女性が、まさに子供の世話のために今やっているような、何時間もかけて洗濯して、絞って、アイロンをかけて、床を磨いて、水を運んでというようなことをするのではなく、もっとより相応しい仕事をして、それによって生活のための賃金を得るということを意図しているのである。つまり、子供の世話に向いている女性は、自分の子に加えて他人の子を数を限って日中あずかる仕事をすることで生活費を稼ぐことを選ぶだろうし、その一方、才能が異なる方面にある女性の場合には、別の業務や専門職仕事に就いて時を過ごすことになるだろうシステムである。自分自身で金を稼ぐ妻は、[そうでない妻よりも] 高い尊厳と安定を保障される地位にいるだろうし、十分に食事を与えられよく世話された子供を、夕方に引き取って帰る母親は、おそらくは、家事と育児で疲れきった何でも屋の女性よりも、はるかに良い母親であろう。⁽⁴²⁾」

以上のように、FWGは、経済的自立こそが人間としての尊厳の回復に必須なことであると、既婚女性の賃金労働を推奨すべきものと見ている。妻、母であることを第一とするような性役割観念に捉われてはいないかに見える。

しかし、ギルドが出産手当を要求するにあたって最終的目標としていた、母親であること(母性)への国家支援に関しては、ペンバー=リーブスの報告にあるようにFWGも当然のこととしていた。メンバーの一人であるM・エイトキンソンが『フェビアン・トラクト』で述べたように、母親の経済的自立を保障する給付制度として国家支援は必要であり、国家支援獲得をフェミニストの主要目的の一つとみなすべきである、⁽⁴³⁾という見解も示されていたのである。母親であること(母性)への国家支援への着目は共通している。

では、なぜ、先鋭的で理念的なフェミニスト集団とギルドの視点とに共通点が少しでも見いだせるのだろうか。これまでも触れてきたように、当時は、いわゆる「社会帝国主義」の風潮のなかで、将来の労働力や兵力を生み育てるはずの労働者階級女性の出産・育児の実態に関心が集まっていた。それゆえ、フェビアン協会の会員のH・ハーベンが1910年に「民族の母としての女性の働きの価値を目いっぱい強調し評価する方法で女性の経済的地位を上昇させることは、婦人参政権論者もその反対者も、男性も女性も一致点を見いだせる目的である」と指摘していたように、⁽⁴⁴⁾母親であること(母性)への国家支援という考えは、社会全体が総論としては一致できるものであった。そうであるとすれば、この考えは当時としては実現の可能性の高い主張であり、FWGにしろギルドにしろ、フェミニストとして考慮してしかるべきものであったのだろう。つまり、女性の権利を語る組織であれば、母性重視というある意味では性役割論を前提とする論理は無視しえないものであったのではないだろうか。

尤も、自立についての両者の捉え方は異なっている。ギルドの国家支援の要求の論理は、それによる夫の収入に対する依存からの解放であり、給付そのものを経済的自立の鍵とするものであったのに対し、FWGは賃金労働によってこそ自立は成立すると考え、国家支援を母でありながらも賃金労働を可能にするための条件とみなしていたのである。相違は大きいと言わざ

るを得ない。FWGの考え方には、家事や育児の大半をサーヴァントに託すことを習慣としてきた中流階級ならではの発想があると言える。一方、ギルドの会員たちは皆、若き日に賃金労働に就き、また、結婚後も必要に応じて臨時的で潜在的なかたちでの賃金労働の経験を持っていた。⁽⁴⁵⁾ 女性労働の厳しく劣悪な状況を知り抜いていたのであり、賃金労働は精神の自立をもたらすものであるより、あくまで二重負担であったであろう。捉え方の違いに階級の違いが表われている。

以上のように、性役割観念にこだわったフェミニズムがギルドの特徴であるとしても、それはギルド特有のものではなかった。FWGですら、男性による家事・育児の分担など思いもしなかったのであるから、性役割意識は、この時代にあっては依然強固なものであったのである。そのようななかで、女性協同組合ギルドが遂行した、性役割を意識しつつ、政府に対して自らが担う家庭労働の価値を訴え女性の自立を模索するという活動は、やはり瞠目することであったと言わざるをえないのである。

むすびにかえて

それでは、ギルドの存在の意味、歴史的意味とは何であろうか。何を強調すべきであろうか。結局のところは、労働者階級の既婚女性、妻を典型的な会員とする組織であったという点に帰着すると考えられる。つまり、労働者階級女性の生活に根ざしたフェミニズムであるという点である。

ギルドのフェミニズムは、以上の考察からうかがえるように、性役割観念のある程度を受容という点では中流階級女性のそれとも共通するところがあったが、それでも相違点は大きい。ギルドの主張は、現実的であり即時的なものであって、ある意味では社会変革的なものの反対ですらあった。理念的で個人主義的な中流階級のフェミニズムとは明らかに異なるのである。しかし、それこそは、ギルドが各支部の会員たちの討議を基盤としアンケートなどによって意見を吸い上げる組織であったことに由来する。つまり、現実の家庭生活を営む労働者女性たちが組織する活動として、労働者の家庭生活のなかに主張の論拠を見いだしていたことこそが、ギルドの特徴なのであろう。

そして、この事実のために、ギルドは労働運動との対立すら辞さなかった。出産手当の所有権をめぐることは、労働者階級の組織である労働党と全面的に対立し、そして、労働党傘下とはいえ女性組織である女性労働連盟とも袂を別った。つまり、ギルドは労働者運動の一つでありながら、一般的労働運動と時として一線を画す存在であったのである。

女性協同組合ギルドは、労働者家庭の妻たちに社会問題や女性の権利に対する意識を覚醒させる教育の場として機能し、それゆえに中流階級女性とも、男性中心の労働運動とも異なる視点から主張を上げうる組織となった。労働者階級女性ならではのフェミニズムを主張する組織であったのである。

注

- (1) The Women's Co-operative Guild, *Maternity: Letters from Working Women*, London, 1915, p. v.
- (2) *Ibid.*, pp. 1-2, 191-3, 196-211.
- (3) Ex., Davies, M. Llewelyn, *The Women's Co-operative Guild, 1883-1904*, Kirkby Lonsdale, 1904; Webb, C., *The Women with the Basket: the History of the Women's Co-operative Guild, 1883-1927*, Manchester, 1927; Gaffin, J. & Thoms, D., *Caring & Sharing: The Centenary History of the Co-operative Women's Guild*, Manchester, 1983 (北村慶五訳『太陽のやわらかな光とあたたかさをもって－英国生協婦人ギルドの100年』協働社生活協同組合福島消費組合、1992年)。なお、イングランドの女性協同組合ギルドによる出版物の書誌目録が、水田珠枝氏によって作成されている(水田珠枝「協同組合女性ギルド書誌(1)」『社会科学論集』(名古屋経済大学・市邨学園短大社会科学研究会) 46号、1988年、161-257頁)。
- (4) Rf., Cole, G. D. H., *A Century of Co-operation*, London, 1944; Gurney, P., *Co-operative Culture and the Politics of Consumption in England 1870-1930*, Manchester, 1996.
- (5) Gaffin, J., 'Women and Co-operation' in Middleton, L. (ed.), *Women in the Labour Movement*, London, 1977; Black, N., 'The Mother's International: the WCG and Feminist Pacifism', *Women's Studies International Forum*, 7, no.6, 1984; Do., *Social Feminism*, Ithaca, 1989; Scott, G., *Feminism and the Politics of Working Women: The Women's Co-operative Guild, 1880s to the Second World War*, London, 1998; Blaszak, B. J., *The Matriarchs of England's Co-operative Movement: A Study in Gender Politics and Female Leadership, 1883-1921*, London, 2000. 水田珠枝「イギリス協同組合運動におけるジェンダー摩擦(1)－女性協同組合ギルドの思想と活動 1883年-1921年」『社会科学論集』(名古屋経済大学・市邨学園短大社会科学研究会) 60号、1997年、92-108頁。
- (6) Davin, A., 'Imperialism and Motherhood', *History Workshop Journal*, 5, 1978; Dyhouse, C., *Girls Growing Up in Late Victorian and Edwardian England*, London, 1981.
- (7) Rf., Bock, G. & Thane, P. (eds.), *Maternity & Gender Policies: Women and the Rise of the European Welfare States 1880s-1950s*, London, 1991; Dyhouse, C., *Feminism and the Family in England 1880-1939*, Oxford, 1989.
- (8) Mrs A. H. D. Acland, 'An Address at Women's Corner', *Co-operative News*, Jan. 1883; Davies, WCG, 1883-1904, p. 10. 以下、呼び掛けの引用はこれに同じ。
- (9) 松浦京子「義務と自負－労働者成人教育とシティズンシップ－」小関隆編、松浦他著『世紀転換期イギリスの人びと－アソシエーションとシティズンシップ－』人文書院、2000年、127-39頁参照。
- (10) Davies, WCG, 1883-1904, pp. 10-1, 167; WCG, *Maternity*, p. 1.
- (11) WCG, *Annual Report, 1892-93*, p. 4 (quoted in Scott, *op. cit.*, p. 21); WCG, *Maternity*, pp. 192-3.
- (12) Rf., Rowntree, S. & Lavers, G. R., *English Life and Leisure: A Study*, London, 1951, chp. 1.
- (13) WCG, *How to Start and Work a Branch, with Model Rules*, Kirkby Lonsdale, 1896, pp. 5-8; Davies, WCG, 1883-1904, pp. 35-6, 43-52; Webb, *with the Basket*, chp. 1.
- (14) Banks, O., *The Biographical Dictionary of British Feminists*, New York, Vol. 1, 1985, pp. 57-9.
- (15) Woolf, V., 'Introductory Letter to Margaret Llewelyn Davies', in Davies, M. L. (ed.), *Life as We Have Known It*, London, 1931, pp. xv-xxxix.
- (16) WCG, *How to Start and Work a Branch*, pp. 8-10.
- (17) 松浦京子「女性たちの情報伝達－オーラル・コミュニケーションと母親文化－」『科研費基盤研究「西洋近代における情報伝達に関する総合的研究」平成12年度研究成果報告書」平成13年3月、参照。
- (18) Mrs Layton, 'Memories of Seventy Years', in Davies, *Life as We Have*, p. 40.
- (19) Speech of newly-elected General Secretary, 7th Annual Guild Meeting (quoted in Scott, *op. cit.*, p. 94); Webb, *with the Basket*, chp. 3.
- (20) Mrs Layton, *op. cit.*, p. 48; Davies, WCG, 1883-1904, pp. 38, 41.

- (21) WCG, *How to Start and Work a Branch*, p.1.
- (22) Davies, M.L., 'Suggested Reforms in Co-operative Education', A Paper Read at the Annual Meeting of the Women's Co-operative Guild, 1895, Manchester, 1895; Do., *WCG, 1883-1904*, chp.x; Webb, *with the Basket*, chp.3.
- (23) Purvis, J., 'Working-Class Women and Adult Education in Nineteenth-Century Britain', *History of Education*, vol.9, no.3, 1980, pp.207-11.
- (24) Rf., *Gerritsen Collection*, Language Series, <British English>.
- (25) Davies, *WCG, 1883-1904*, pp.73, 135, 139-41.
- (26) Nash, R., 'Co-operator and Citizen', in Villiers, B. (ed.), *The Case for Women's Suffrage*, London, 1907, pp.66-77.
- (27) Scott, *op.cit.*, pp.95-6; Davies, *WCG, 1883-1904*, chp.; Webb, *with the Basket*, chp.8. Ex., *WCG, Report of Investigations into the Conditions of Women's Work [1895-6], the Central Committee of WCG*, Kirkby Lonsdale, 1896.
- (28) Scott., *op.cit.*, pp.97-101; Webb, *with the Basket*, chps.6,9; Davies, *WCG, 1883-1904*, chp. iv. Ex., *WCG, Co-operation in Poor Neighbourhoods*, Kirkby Lonsdale, 1899.
- (29) WCG, *How to Start and Work a Branch*, p.1.
- (30) Scott, *op.cit.*, p.111; Webb, *with the Basket*, chp.10.
- (31) *Ibid.*; Scott, *op.cit.*, pp.111-16.118.
- (32) *Co-operative News*, 16 Aug.1913, p.1039.
- (33) 『マタニティ』の語る内容については、松浦「試練と苦闘の連続—労働女性にとっての出産・子育て—」イギリス女性生活誌9、『クロノス』Vol.9、1998年、8-9頁参照。
- (34) *Co-operative News*, 24 June 1911, p.809; 12 Aug.1911, p.1044.
- (35) *Co-operative News*, 23 Aug.1913, p.1084.
- (36) Women's Industrial Council, *What the Council Is and Does*, London, 1909.
- (37) Mappen, E., *Helping Women at Work: The Women's Industrial Council 1889-1914*, London, 1985, pp.11-27.
- (38) Davin, *op.cit.* pp.9-65; Dyhouse, C., 'Working-Class Mothers and Infant Mortality in England, 1895-1914', *Journal of Social History*, 12, 1979, pp.248-67.
- (39) Black, C., 'Introduction', in do. (ed.), *Married Women's Work: Being the Report of an Enquiry Undertaken by the WIC*, London, 1915, (rp. by Virago)1983, pp.11-15.
- (40) *Ibid.*, p.14. 松浦京子「世紀転換期イギリスにおける家内労働問題と女性労働者」『待兼山論叢』24号史学篇、1990年、47-71頁参照。
- (41) Fabian Women's Group, *Three Years' Work of the Women's Group*, [c.1911].
- (42) Mrs Pember Reeves, 'Introductory Paper', in *A Summary of Eight Papers and Discussions upon the Disabilities of Mothers as Workers*, issued for private circulation only by the FWG, 1910, p.5.
- (43) Atkinson, M., 'Economic Foundations of the Women's Movement', *Fabian Tract*, no.175, 1914, pp.23-24.
- (44) Harben, H., 'The Endowment of Motherhood', *Fabian Tract*, no.149, 1910, p.3
- (45) ギルド会員たちの賃金労働経験については、『マタニティ』や回想手記を集めた『我らが知るとおりの人生』(WCG, *Maternity*; Davies, *Life as We Have Known It*) から知ることができる。